

重要文化財 長谷寺本坊護摩堂 屋根瓦葺解体等工事 仕様書

I 工 事 概 要

1. 工 事 名 称 重要文化財 長谷寺本坊護摩堂 屋根瓦葺解体等工事
2. 工 事 場 所 桜井市初瀬 731 番地の 1 長谷寺境内地内
3. 工事の対象 名 称：長谷寺本坊護摩堂
構 造：木造
建築面積：47.73 m²
屋根面積：150.22 m²
屋根形式：宝形造、本瓦葺
棟積形式：隅棟（肌熨斗 1 段・捨熨斗 4 段・割熨斗 3 段・雁振瓦・鳥喰瓦・鬼瓦）、
稚児棟（肌熨斗 1 段・捨熨斗 3 段・割熨斗 2 段・雁振瓦・鳥喰瓦・鬼瓦）、
屋根頂部（露盤、覆鉢、宝珠、熨斗積（肌熨斗 1 段、割熨斗 6 段））
4. 工 事 期 間 着 工：契約締結後
完 了：令和 8 年 12 月 11 日
5. 工 事 内 容 重要文化財長谷寺本坊護摩堂の素屋根の建設、屋根本瓦葺(246.3 m²)の解体及び瓦の選別・清掃・整理等を行う。素屋根建設に先行して、護摩堂周辺の土堀(22.76m)を解体する。

II 工 事 仕 様

1. 素屋根建設工事

①規模・構造

素屋根の規模、構造は下記を標準とする。

桁行 14.4m、梁間 14.1m、総高 11.3m。

単管本足場、組手クランプ、継手ジョイント継ぎ、棚足場、登り栈橋附属。

②工 法

素屋根建設に先立ち、護摩堂北側、東側の土堀 22.76mを解体する。土堀の葺瓦は残し、その他躯体の廃材（漆喰、土、瓦くず等）については場外搬出し、産業廃棄物として適切に処分すること。

資材の搬出入は本坊北方駐車場から令和 3 年度に建設した資材搬入路を使用する。

素屋根は単管組足場とし、建地は養生敷板の上にビス止めした固定ベース上に立て、軒下に足場となる歩み板を敷き並べる。足場より上方はメッシュシート張りとする。足場より下の壁面は、植栽の日当たりの妨げになる箇所についてはメッシュシートを張らないものとする。

屋根は波形カラー鉄板と一部採光用の波形合成樹脂板で葺き上げる。棟覆いを取り付けたのち飛散防止のため、ネットで屋根面全体を覆う。南面には足場に登るための栈橋を設ける。

屋根軒先には塩化ビニル製の雨樋を金具で取り付け、周囲排水溝へ雨水を流し込む。

③材 料

単管－外径 48.6 mm、内厚 2.4 mm、（STK500）、両端ピン付き

同上付属品－直交・自在クランプ、垂木クランプ、ベース金具、ブラケット、ジョイント等（STK500 用）

足場板－厚さ 3.5 cm 以上、長さ 4m の杉挽立材、又は厚さ 2.5 cm 以上、長さ 3.6m 以上の足場用合板（JIS 規格品）

鉄線－なまし鉄線 8 番又は 10 番

周囲壁面－メッシュシート（灰色の防炎加工シート）、波形カラー鉄板

ブラケットーJIS規格に合格した鋼管で作製されたもの
屋根鉄板押さえー長さ4m、幅20cm、厚3.6cmの杉挽立材
樋ー塩化ビニル製、軒樋は12cm×12cm角樋、縦樋は径6cm
安全ネットーポリエステル製

④ 施 工

組立にあたっては、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が制定した『公共建築工事標準仕様書』、日本建築学会編『建築工事仕様書 JASS 2 仮設工事』に準拠して施工する。

⑤ 危害防止

危害防止及び衛生に関しては、労働基準法・同施行規則、労働安全衛生法・同施行規則等関係法規に準拠し、請負者の責任において有効な安全対策、防火対策を講ずる。

特に、素屋根周辺は他の建物が近接しており、単管カバーやクランプカバーを取り付けて関係者の安全を確保すること。

2. 屋根解体工事

① 準 備

- (1) 屋根瓦解体に先立ち、小屋内天井上及び棚足場上面にブルーシート（厚手）を隙間なく張り詰め、落下物や埃が飛散しないよう予防策を講じる。
- (2) 瓦昇降機等の機材や仮足場を屋根面に設置する場合には、既存瓦が損傷しないよう瓦葺の上に必ず十分な養生を施す。

② 解 体

- (1) 解体前に役物瓦に番付けを付し、復旧に必要な諸調査、実測、写真撮影を行う。
- (2) 瓦葺の解体は、順序及び範囲について係員と十分協議を行う。
解体は瓦葺の工法や納まりをよく考慮して丁寧に行い、葺土の撤去まで行う。
- (3) 解体した瓦は搬送中に欠けや割れ等が生じないよう慎重に取り扱う。
- (4) 瓦の葺土を撤去する際には、埃が飛散しないよう丁寧に行う。埃の飛散が予想されるときは、噴霧器等で野地に影響が及ばない程度に散水して、葺土を湿らせるなどの予防策を講じる。
- (5) 瓦の葺土は土嚢袋に入れたのち産業廃棄物として適切に処分すること。
- (6) 解体中にも係員が納まりや仕様等の調査を実施するので、工事の進捗について係員と十分に打ち合わせて工事を実施する。なお、瓦葺解体の工程毎に写真撮影を行うものとし、それぞれの状況で屋根面や棚足場周辺の清掃を行う。
- (7) 解体中に資料等を発見した場合は、直ちに工事を停止し、現状を確保したうえ速やかに係員に報告し、指示に従うこと。

③ 整理格納

- (1) 解体した瓦は、すべてについて使用箇所・形式毎に分類し、係員の指示する場所へ格納する。破損度・耐久性による再用・不再用の選別を行い、選別結果を係員に報告する。
- (2) 再用の瓦は、表面に付着する泥や苔等をタワシ・ヘラ等で瓦を傷めないよう丁寧に除去する。
- (3) 破損の著しい瓦や不用となった葺土および棟積内の瓦くずは、請負者が責任をもって産業廃棄物として処分し、処理手続きを証する書面の写しを提出する。

3. 後片付け

諸工事完了後、すべての不用材を場外搬出し、整地・清掃を行う。長谷寺境内地内で工事車両の進入路となった付近についても清掃を行うこと。不用材は産業廃棄物として適切に処分すること。

4. そ の 他

施工場所は拝観者の通行があるため、資材の搬出入にあたっては交通誘導員を配置し安全確保に努める。また、施工の区画や時期等について発注者と綿密な打合せをおこない、工事を進めること。

Ⅲ. その他一般注意事項

- ① 本工事は奈良県契約規則により実施する。
- ② この仕様書は概要を示すもので仕様中に明記がなく内容に相違があると認められる場合または疑問を生じた場合はすべて係員と協議し、誠実に工事を完成するものとする。
- ③ 現場での納まり、障害物などによる仕様の軽微な変更、材工等に多少の増減が生じても契約金の変更は行わない。
- ④ 使用する材料は係員の検査に合格したものとする。
- ⑤ 工事完了後は不要な残材等は搬出・処分し、あと片付け・清掃をおこなうこと。
- ⑥ 請負者は責任者を定め、現場の安全・資材の整理・衛生・特に火気の取り扱いに注意し、係員と常に連絡して工事を進める。また、喫煙にはとくに気をつけ、定まった場所でおこないバケツに水をいれ吸殻を処理すること。
- ⑦ 工事は原則として、土曜・日曜・祝祭日は休業とし、作業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分迄とする。
- ⑧ 工事に先立ち施工計画書（工程表・作業員名簿等）を提出し、工事完了後に実施工程表・工事日報・実施仕様書を提出すること。
- ⑨ 工事写真は、着工前・工程毎の施工中・竣工時にそれぞれカラー写真撮影をおこない、写真の内容を記した工事アルバム（A 4 サイズ、写真サービス版）を 2 部作成して、工事完了後、県に提出する。フィルム原版またはデジタル画像データも併せて提出すること。

以上の内容で不明な点がある場合は、入札手続き等で案内する要領に従い書面（FAX 可）を以て下記に問い合わせること。

奈良県地域創造部文化財保存事務所
保存修理・人材育成係（担当：金子・豆越・山本）
TEL 0743-86-4483
FAX 0743-86-4920